

社会福祉法人上磯はまなす 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上磯はまなす（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎年1回6月の定期評議員会迄に通貨で本人に直接その全額を支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 年の途中で退任した場合は、前日までの報酬を支給する。月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月を含む月割りによって計算する。

3 報酬等は、法令の定める所により控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の同意を経て、別に定める。

附則 この規程は平成29年6月15日より施行する。

別表第1（役員等の報酬）

1. 評議員

	役員等報酬額（年間）
評議員会への出席及び法人又は施設業務の為の出席 （費用弁償含む）	120,000円

2. 理事

	役員等報酬額（年間）
理事会等会議への出席及び法人又は施設業務の為の出席 （費用弁償含む）	180,000円

3. 監事

	役員等報酬額（年間）
理事会・評議員会・監事監査等への出席及び法人又は施設業務の為の出席（費用弁償含む）	210,000円

別紙第2（役員等の旅費交通費）

	日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		交通費
		北斗市を除く在 勤地内	在勤地外	
役員及び評議員	5,000円	11,000円	14,000円	実費

※交通費の計算は最も経済的な、通常経路及び方法により計算する。